経済産業省

20170316 商局第 10 号

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第 10条及び第11条の運用及び解釈についてを次のように定める。

平成29年3月31日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を 定める告示第10条及び第11条の運用及び解釈について

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第10条 及び第11条の運用及び解釈についてを別紙のとおり制定する。

附則

- 1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2. 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示 第11条の燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法につ いて(平成9年4月1日付 9保安第26号による通達)は、廃止する。

20170316 商局第 10 号 平成 2 9 年 3 月 3 1 日

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第10条及び第11条の運用及び解釈について

上記の件については、下記のとおり定めたので、今後これにより運用 してください。

なお、供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第11条の燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法について(平成9年4月1日付 9保安第26号)は廃止します。

第10条関係

第10条中「末端ガス栓」について、末端ガス栓と燃焼器との接続に用いる管等との組み合わせは、下表のとおりとする。

2 H 4 C 12 WE 12 H	りとは、「私りともうとうる。
末端ガス栓の種	燃焼器との接続に用いる管等の種
類	類
可とう管ガス栓	・金属フレキシブルホース
	・ 燃 焼 器 用 ホ ー ス (接 続 部 が ね じ
	継手のものに限る。)
	・液化石油ガス用継手金具付低圧
	ホース(屋内で使用する場合は
	鋼線入りのものに限る。)
可とう管ガス栓	・使用しない(燃焼器に直接ねじ
(出口側接続部	接続)
が回転するもの)	
ホースガス栓(過	・ゴム管
流出安全機構を	・ 燃 焼 器 用 ホ ー ス
内蔵するものに	・金属フレキシブルホース
限る。)	・液化石油ガス用継手金具付低圧
	ホース(屋内で使用する場合は
	鋼線入りのものに限る。)
ねじガス栓	・金属管

(備考)接続具を使用した接続を含む。

2 第10条第1号イ、第2号イ及び第3号イ中「直接ねじにより接続されていること。」とは、ガス栓の出口側接続部が回転する機構を有するガス栓により接続することをいう。

第11条関係

燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法に関し、ホースガス栓のうち本体が箱内に収納されるボックス型ガス栓であって本体と入口側接続部が分離できるものについて、本体を交換する場合にあっては、接続部の構造及び寸法が同一であり、かつ、確実に接続できるものと交換するよう指導されたい。